

広島県告示第四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十一年二月四日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

内海三津線

三 道路の区域

| 区 間 | 新旧の別 | | 備考 |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| | 新 | 旧 | |
| 呉市安浦町大字女子畑字惣田一六六九番一地从先から 呉市安浦町大字女子畑字城宮一〇一九四番一地从先まで | 敷地の幅員 (メートル) 一一・四〇 一七・八〇 | 敷地の幅員 (メートル) 一六・〇〇 一九・四〇 | 延長 (メートル) 二六・六〇 二六・六〇 |
| | 幅員減少 不用物件延長 二六・六〇メ ートル | | |